

令和4年度ニセコ町商品券配布事業実施要綱

令和4年7月26日
ニセコ町訓令第24号

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大および世界情勢の変化に伴う物価の高騰により疲弊した町内の消費回復、及び町民生活支援のため、全町民に商品券の配布し、消費需要の喚起を行い、町内経済の回復を図ることを目的とする。

2 前項の目的を果たすため、配布作業を除いて補助事業者を通して実施するものとし、ニセコ町補助規則（昭和52年ニセコ町規則第3号。以下「補助規則」という。）に定めるもののほか、この要綱により定める。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、ニセコ町商工会とする。

2 町は、本事業を実施するにあたり、補助事業者と適宜連携して実施する。

3 商品券の名称は、補助事業者が町と協議して別に定める。

(商品券配布対象者)

第3条 配布対象となる町民（以下「配布対象者」という。）は、町長が別に定める日（以下「基準日」という。）において住民基本台帳に記載された町民とする。ただし、基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を削除されていた者で、基準日時点において日本国内で生活し、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されず、かつ、基準日後初めてニセコ町の住民基本台帳に記録されることとなった者を含むものとする。

(配布申請)

第4条 本事業による申請は不要とする。

(商品券の給付額)

第5条 商品券の額は、一人10,000円とする。

2 前項の商品券の額面は1枚500円券とする。

3 第3条に規定する配布対象者のうち、基準日以降に出産する予定で、かつ、基準日までに母子手帳の交付を受けた妊婦については、10,000円分の商品券を加算し、配布するものとする。

(配布方法)

第6条 町長は、本事業の実施にあたり、特別な事情のものを除き、同居世帯員の分を一括して世帯主に発送する。

2 町長は、住民基本台帳に記載された配布対象者の氏名及び住所等を掲載した配布対象者リスト（以下「リスト」という。）を作成し、これに基づいて商品券を配布するものとする。

3 町長は、前条で定めた商品券を前項のリストに基づき郵送で配布する。ただし、町長がやむを得ないと認める場合を除き、分割での発送は行わない。

(配布開始日)

第7条 商品券を配布する日は、補助事業者と協議の上、町長が別に定める。

(商品券の期限)

第8条 商品券の利用期限は、補助事業者が、町と協議して別に定める。

2 配布対象者が商品券を受領した後に紛失、滅失、及び盗難された商品券の効力は無効とし、再発行も認めない。

(商品券の返戻)

第9条 町長は、世帯主に郵送した商品券が宛先不明若しくは受取りを拒否されて返送された場合は、利用期限まで町長が保管し、期限到達後、補助事業者へ返戻するものとする。

2 前項の宛名先不明及び受取りを拒否した配布対象者に対して、1度に限り再通知をうものとする。ただし、受取りが可能となったときに、配布対象者へ配布する。

(交付額の算定方法)

第10条 この補助金の交付の対象となる経費は、別表のとおりとする。

(実績報告)

第11条 補助規則に基づき提出する実績報告には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 利用状況報告書

(2) 商品券換金調書

(3) その他町長が求める書類

(事業執行管理)

第12条 補助事業者は、本事業の執行を適切に運営管理するものとし、町長から事業執行状況について求めがあるときは、速やかに対応しなければならない。

(調査)

第13条 町長が必要があると認めるときは、補助事業者に対し、検査を行い、又は報告を求めることができる。

(個人情報保護)

第14条 補助事業者は本事業で知り得た個人情報を、他人に漏らしてはならない。本事業が完了した後も、同様とする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 この訓令は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表

項目	内容
商品券代	町民に配布した商品券の代金
商品券作成・印刷費	商品券を作成するためのデザインデータ作成、印刷費
事務費	消耗品費、封筒代、郵便料等
振込手数料	ニセコ町商工会が商品券換金の請求をした事業者に換金分を支払うための振込手数料
労務費	商品券取扱事業者のとりまとめ、商品券換金等に係る労務費
その他	その他町長が必要と認める経費